

公益社団法人静岡県畜産協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県畜産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の健全化等に資する事業の実施を通して、家畜衛生の向上及び安全な畜産物の生産の向上に貢献し、もって国民に対し安全で安心な畜産物を安定的に供給することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 畜産経営及び技術の改善を支援する事業

イ 畜産の経営及び家畜の飼養管理技術の改善指導に関する事業

ロ 家畜伝染病の予防及び家畜自衛防疫の推進に関する事業

ハ 死亡獣畜の適正処理に関する事業

ニ 畜産環境保全の指導に関する事業

ホ 酪農ヘルパー支援・指導に関する事業

(2) 家畜共同育成場の管理及び牛の預託育成に関する事業

(3) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく生産者補給金の交付に関する事業

(4) 畜産経営の安定のための家畜・畜産物の補てん金の交付に関する事業

(5) 家畜・畜産物の生産、流通及び消費に関する調査及び研究に関する事業

(6) 一般消費者等への畜産と畜産物に関する各種情報の提供及び知識の普及啓発に関する事業

(7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体又は個人

(2) 賛助会員 協会の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人
(会員の資格の取得)

第6条 協会の正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会が別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により正会員又は賛助会員の入会に係る理事会の承認を受けたときは、その旨を当該申込みをしたものに通知しなければならない。

(出資金、拠出金及び寄託金)

第7条 出資金、拠出金及び寄託金については、理事会において別に定める規程により、引受口数に応ずる金額を払い込まなければならない。

(経費の負担)

第8条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、協会の事業に関し協会と密接な協力関係にある団体で理事会が特に必要と認めるものについては、会費の納入を要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、出資金及び拠出金は返還しない。ただし、寄託金については、返戻するものとする。

第4章 総 会

(構 成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月末までに 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第 20 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 2 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 22 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、別に定める役員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事がその職務を執行するために要する費用の支払いは、別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(責任の免除)

第 29 条 協会は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任については、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該理事会に出席した理事の中から選出する。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第 37 条 協会の資産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(事業年度)

第 38 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の書類を変更しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更をする場合は、この限りでない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （剰余金の分配の禁止）
- 第41条 協会は、剰余金の分配を行うことはできない。
- （公益目的取得財産残額の算定）
- 第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第44条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第45条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第46条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、静岡県において発行する静岡新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第48条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の会長は、森田繁男とする。
- 4 平成29年5月29日一部改正。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A015573
	至	令和8年3月31日	法人名	公益社団法人静岡県畜産協会

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
カワラサキ	トモジ	河原崎	友二	非常勤	レ	
マツナガ	アキヒロ	松永	章宏	常勤		
ササキ	ヒロシ	佐々木	啓	常勤		
ワダ	ヤスシ	和田	康	非常勤		
フジノ	ツトム	藤野	勉	非常勤		
ヤシロ	マサユキ	八代	正幸	非常勤		
カジ	タケシ	梶	毅	非常勤		
サトウ	タダアキ	佐藤	忠明	非常勤		
アサクラ	トヨジ	浅倉	豊司	非常勤		
ヨシダ	ノリミツ	吉田	典充	非常勤		
ノゲ	ユキコ	野毛	裕紀子	非常勤		
モリ	タカヒト	森	隆仁	非常勤		
イソダ	ヤスハル	磯田	靖治	非常勤		

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
シンバ	トモユキ	榛葉	智之	非常勤	
マルヤマ	トシオ	丸山	富男	非常勤	

I 令和 7 年度事業計画

協会の公益目的である「畜産業を営む者及びその組織する団体の健全化等に資する事業の実施を通して、家畜衛生の向上及び安全な畜産物の生産の向上に貢献し、もって国民に対し安全で安心な畜産物を安定的に供給する」ため、現在の畜産情勢及び国・県の畜産行政施策に対応して、定款、業務規程及び業務方法書等に基づき次の事業を行う。

なお、年度途中において国、県及び中央団体が措置する緊急対策に係る新規事業がある場合は、協会の公益目的に合致し、かつ喫緊の対応が必要な事業については、本事業計画の遂行に支障のない範囲で取り組むこととする。

1 公益目的事業 1：畜産経営技術の改善、家畜自衛防疫の普及及び畜産物の情報提供

(1) 家畜自衛防疫の推進に関する事業

全国的に高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生が継続し、令和 6 年 11 月には国内で初めてとなる牛のランピースキン病が九州で発生するなど、家畜伝染病の発生リスクは依然として高い状況が続いている。また、一方では牛伝染性リンパ腫、牛伝染性下痢など慢性感染症の県内発生が続いている。このため、家畜自衛防疫体制の確立・強化を進め、県、関係団体及び診療獣医師の協力のもと各種の家畜衛生対策事業を推進し、畜産経営の安定化と安全・安心な畜産物生産の振興を図る。

	事業名	区分	事業種別	
①	自衛防疫推進事業	継続	協会単独	自主
②	家畜生産農場衛生対策事業	継続	農林水産省	補助
③	牛疾病検査円滑化推進対策事業	継続	農林水産省	補助
④	家畜防疫互助基金支援事業 (事業実施期間：令和 6 年度～令和 8 年度)	継続	中央畜産会	委託
⑤	家畜防疫・衛生指導対策事業	継続	中央畜産会	補助
⑥	馬飼養衛生管理特別対策事業	継続	中央畜産会	補助
⑦	馬伝染性疾病防疫推進対策事業	継続	中央畜産会	補助
⑧	野生獣衛生対策促進事業	継続	家畜衛生対策推進協議会	補助
⑨	予防接種推進事業	継続	協会単独	自主
⑩	乳質改善指導事業	継続	協会単独	自主

(2) 死亡獣畜の適正処理に関する事業

化製場(死亡家畜の処理場)の無い本県において、農場内で死亡した家畜(死亡獣畜)を適正かつ速やかに処理するため、冷却運搬車を整備することにより、死亡獣畜の県外への運搬・処理体制を確立し農場及び農場周辺の環境保全を図る。

	事業名	区分	事業種別	
①	死亡獣畜処理円滑化基金対策事業	継続	県・市町・団体	基金

(3) 畜産の経営及び家畜飼養管理技術の改善指導に関する事業

国際紛争や円安等による社会的、経済的環境の変化により畜産農家の経営が厳しさを増している状況を踏まえ、協会内に畜産コンサルタント及び指導員による専門家支援チームを設置し畜産支援指導体制の整備・強化を行い、家畜改良の推進、飼養管理技術、経営管理技術の高度化や先進的な技術及び施設機械の導入支援を行うことにより、畜産経営の安定化を図るとともに、収益力が高く持続可能な経営体を育成する。また、生産者が組織する団体活動(任意団体)の運営支援を行い、本県畜産の生産振興を図る。

	事業名	区分	事業種別	
①	畜産振興補助事業 (地全協公募期間：令和7年度～令和9年度)	継続	県・地全協	補助
②	ふじのくに畜産フェア開催事業	継続	県	補助
③	畜産経営技術指導事業	継続	県	委託
④	畜産特別資金等推進指導事業	見直し	中央畜産会	補助
⑤	肉用牛経営安定対策補完事業	継続	農畜産業振興機構	補助
⑥	畜産近代化リース調査等指導事業	継続	リース協会	委託
⑦	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	継続	中央畜産会等	委託
⑧	畜産ICT事業	継続	中央畜産会	委託
⑨	楽酪GO事業	継続	中央畜産会	委託
⑩	生産技術情報提供事業	継続	中央畜産会	委託
⑪	地域畜産支援指導等体制強化事業	継続	中央畜産会	委託
⑫	普及広報活動	継続	協会単独	自主

(4) 酪農ヘルパー支援・指導に関する事業

毎日の搾乳・飼養管理が必要な酪農家の労働負担を軽減し、家族経営酪農の維持及び後継者等の担い手確保のため、酪農ヘルパー組合(6組合)の運営支援及び酪農家の傷病時等における酪農ヘルパー利用の経費負担軽減を行い、酪農ヘルパー制度の維持・充実のための取組みを行う。

	事業名	区分	事業種別	
①	酪農経営安定化支援ヘルパー事業	継続	農畜産業振興機構	補助
②	ふじのくに酪農経営安定化支援ヘルパー事業	継続	県	補助
③	酪農経営支援総合対策事業	継続	酪農ヘルパー全国協会	委託

2 公益目的事業2：公共育成場の管理と後継牛の育成

家畜資源(牛)の確保や畜産経営の安定及び県民への牛乳・牛肉の供給を図るため設置された県営牧場(家畜共同育成場)の指定管理者として、放牧草地及び牧場施設の維持管理と酪農家等から預かった子牛の育成業務を行うことにより、酪農家の労働力の軽減及び草地放牧による低コストな後継牛の育成により、畜産経営の効率化と安定を図る。

	事業名	区分	事業種別	
①	県営家畜共同育成場管理事業 (指定管理期間：令和4年度～令和8年度)	継続	指定管理者制度	委託

3 公益目的事業3：家畜及び畜産物の価格差補填事業

畜産農家の経営安定のため、肉用子牛生産安定等特別措置法及び畜産経営の安定に関する法律に基づき、国又は県から事業主体の指定を受け、生産者等が拠出する積立金の管理と市場価格が下落し、一定の基準価格を下回った場合、補給金又は交付金を交付し、牛肉の自由化等の外部要因によって肉用子牛生産者又は肉用牛肥育経営の収益性が変動するリスクに対応し、肉用牛・牛肉生産の安定化を図る。

(1) 肉用子牛生産者補給金制度の運営

	事業名	区分	事業種別	
①	肉用子牛生産者補給金制度 (業務対象年間：令和7年度～令和11年度)	継続	農畜産業振興機構	補助
②	肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業	継続	農畜産業振興機構	補助
③	優良和子牛生産推進緊急支援事業	継続	農畜産業振興機構	補助

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン事業)の運営

	事業名	区分	事業種別	
①	肉用牛肥育経営安定交付金制度 (業務対象年間：令和7年度～令和9年度)	継続	農畜産業振興機構	補助
②	肉用牛肥育経営安定交付金制度事業	継続	農畜産業振興機構	委託

公 1 畜産経営技術の改善、家畜自衛防疫の普及及び畜産物の情報の提供

1 家畜自衛防疫の推進に関する事業

(1) 自衛防疫推進事業

(協会単独事業ほか)

家畜自衛防疫事業の円滑な推進を図るため、指定獣医師、県、市町、農業団体等関係者による自衛防疫運営委員会及び事業推進会議を開催する。

(2) 家畜生産農場衛生対策事業

(農林水産省 公募補助事業)

国・県が対策に重点をおく牛の慢性感染症(ヨーネ病、伝染性リンパ腫及びウイルス性下痢)の清浄化支援対策、農場の飼養衛生管理強化及び全国的に発生が続いている牛のアカバネ病の流行対策など、農家における衛生対策を支援する。

① ヨーネ病対策

牛のヨーネ病(法定伝染病)のまん延防止及び早期清浄化を推進するため、県が行うヨーネ病抗体検査で陽性と診断された牛の自主とう汰を推進する。

ヨーネ病：細菌（ヨーネ菌）を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。国の対策要領に基づいて定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要とされている。

② 牛伝染性リンパ腫対策

牛伝染性リンパ腫(届出伝染病)の感染拡大を防止するため、清浄化に取り組む農家、公共牧場での県の検査で高リスク牛と診断された牛の自主とう汰を推進する。

牛伝染性リンパ腫：BLV ウイルスを原因とし、治療方法やワクチンがなく発症すると消瘦、乳量低下、枝肉全廃棄など経営に大きな影響を及ぼす。全国的に抗体陽性率が高い(乳牛 40.9%、肉牛 28.7%)が発症率は数%のため、気が付かないうちに牧場全体に広がっている場合がある。国の衛生対策ガイドラインに基づき媒介吸血昆虫の駆除や高リスク牛の摘発・とう汰が重要とされている。

※高リスク牛：血液中に牛伝染性リンパ腫ウイルスを高濃度に持ち、他の牛への感染源になる牛。

③ 牛ウイルス性下痢対策

牛ウイルス性下痢(届出伝染病)について、県が行う陽性牛の摘発検査の結果、持続感染牛(PI 牛)と診断された牛の自主とう汰を推進する。

牛ウイルス性下痢：BVDV ウイルスを原因とし、下痢、呼吸器症状、流産、虚弱子牛などを起こす。ワクチンはあるが、農場内に PI 牛(持続感染牛)が存在すると清浄化が困難となるため、国の防疫対策ガイドラインに基づいて PI 牛の摘発・とう汰が重要とされている。

※PI 牛：妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛はで、生涯にわたりウイルスを排泄し続けて、本病を牧場内でまん延させる原因となる。

④ 農場飼養衛生管理強化対策

農場の飼養衛生管理を向上させるため指導獣医師を認定し、獣医師が指導チェックシートにより対象農場を指導する場合の指導技術料を補助する。

⑤ 疾病流行防止支援対策

流行状況から全国的に予防対策が必要なアカバネ病(ウイルスによる流死産・奇形)について、予防接種を推進する。

(3) 牛疾病検査円滑化推進対策事業(死亡牛検査処理安定化対策)

(農林水産省 公募補助事業)

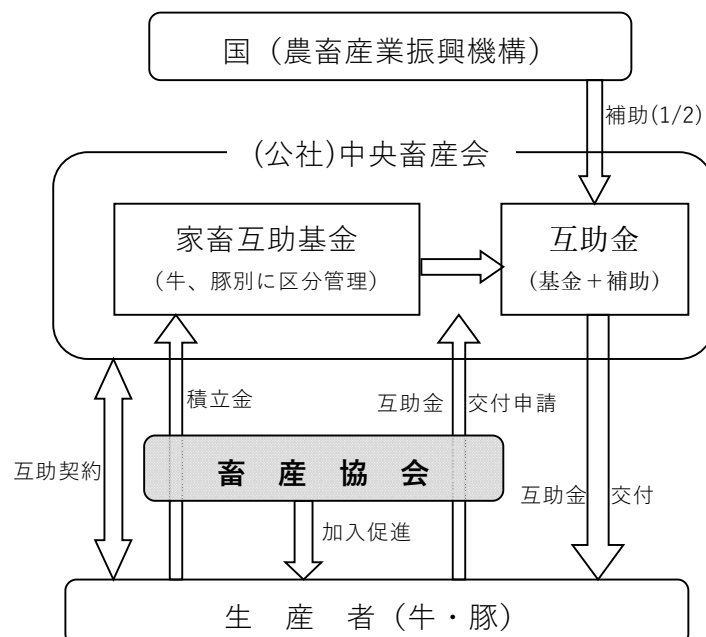
我が国の BSE の清浄性を確認するために県が行った BSE 検査対象牛(起立不能や BSE 特有の症状のあった死亡牛)に対して検査促進費及び検体提供費を交付する。

(4) 家畜防疫互助基金支援事業

((公社)中央畜産会 委託事業)

口蹄疫、豚熱等が発生し、全頭殺処分された農場の経営再開を支援するため、生産者が積み立てた家畜防疫互助基金と国((独)農畜産業振興機構)の補助金を原資とする互助金を交付する制度の県内窓口業務を行う。(事業実施期間 令和6年度～令和8年度)

対象疾病は、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱の5疾病。(鶏は別団体の扱い)



① 家畜防疫互助等推進

互助基金管理団体(公社)中央畜産会)の委託を受け、県内窓口として互助契約の加入促進事務(推進会議の開催、制度の普及啓発、連絡調整)及び積立金の受払手続きを行う。

なお、生産者返戻が完了していない過去の事業実施期間の養豚互助基金残額については、中央畜産会からの残額確定及び返戻指示があった場合、すみやかに返戻処理を行う。

② 家畜防疫互助基金の交付

互助対象疾病が発生した場合、現地調査及び補助金交付認定委員会を開催し、経営支援互助金及び焼却・埋却等互助金の交付申請事務を行い発生農場の経営再開を支援する。

（５）家畜防疫・衛生指導対策事業

（（公社）中央畜産会 補助事業）

① 地域自衛防疫体制強化推進対策

生産者等が行う初動防疫の有効な方策、牛伝染性リンパ腫対策の啓発・普及など地域の自衛防疫強化推進のための検討を行う。（自衛防疫推進運営委員会等と併催）

② 地域自衛防疫推進対策

特定家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）が発生した場合、初動防疫活動が有効に機能する地域自衛防疫体制を整備するため、家畜保健衛生所等とともに県、市町、団体職員等が参加する防疫演習を実施する。

③ 地域疾病対策（慢性感染症清浄化支援対策）

家畜保健衛生所と協調して衛生管理対策実施農場（モデル農場）において伝染性リンパ腫の清浄化のための衛生管理対策実施計画の作成、抗体検査の実施、感染牛の自主とう汰に支援を行う。

④ 地域農場 HACCP 認証支援対策

家畜衛生管理及び畜産物の安全性の向上のため、農場 HACCP（危害要因分析必須管理点の考え方を採り入れた飼養衛生管理）の指導体制を整備し、農場 HACCP 認証の取得に取り組む農場の支援指導するとともに、既認証農場に対して内部検証及び継続的な改善の実施などフォローアップを行う。

（６）馬飼養衛生管理特別対策事業

（（公社）中央畜産会 補助事業）

国際化の進展によりウエストナイルウイルス感染症や馬インフルエンザ等の侵入、流行の危険性が大きいことから馬飼養衛生管理に関する検討会の実施、馬獣医療の実態調査を行い、競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の整備を進め、馬産振興を図る。

（７）馬伝染性疾病防疫推進対策事業（馬防疫強化地域推進対策）

（（公社）中央畜産会 補助事業）

馬の生産振興に大きな影響を及ぼす伝染性疾病の発生防止、地域における損耗防止の観点から、乗用馬を対象に馬インフルエンザワクチン予防接種を推進する。

（８）野生獣衛生対策促進事業

（家畜衛生対策推進協議会※ 補助事業）

野生獣（シカ）の衛生実態（家畜との共通感染症の罹患状況）を把握し、家畜への伝染病の侵入防止対策の促進を図る。 ※事務局：（公社）中央畜産会

(9) 予防接種推進事業**(協会単独事業)**

畜産農家の自主的な防疫対策の定着及び家畜伝染性疾病の発生を未然に防止するため、本県において特に予防対策が必要な疾病について予防注射を実施する。

畜 種	予 防 注 射 の 種 類
牛	イバラキ病予防注射
	流行熱・イバラキ病混合不活化予防注射
	牛RSウイルス感染症予防注射
	伝染性鼻気管炎3種混合鼻腔内投与薬
	伝染性鼻気管炎5種混合予防注射
	下痢5種混合予防注射
	伝染性鼻気管炎6種混合予防注射
	呼吸器病症候群3種混合予防注射
	牛ボツリヌストキソイド予防注射
	牛乳房炎予防注射
豚	日本脳炎（不活化）予防注射
	日本脳炎・パルボ感染症混合（生）予防注射
	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合（生）予防注射

(10) 乳質改善指導事業**(協会単独事業)**

県内産生乳の品質向上のため、乳房炎予防注射の普及、関係機関と連携した研修会等の開催、牛群データを活用した乳質改善に取り組む団体を支援する。

2 死亡獣畜の適正な処理に関する事業

本県には死亡した家畜(死亡獣畜)の処理場(化製場)が無く、県外の化製場(東京都、愛知県)に運搬し処理を行っている。

このため、県内での適正かつ円滑な死亡獣畜の運搬・処理体制を確立するために県、市町及び生産者団体からの出資による「死亡獣畜円滑化対策基金(3億円)」の運用益と冷却運搬車利用者から徴収する「死亡獣畜処理制度維持負担金」を原資として、死亡獣畜処理円滑化対策事業を行う。

(1) 死亡獣畜処理円滑化基金対策事業

協会が冷却運搬車4台を導入し維持管理を行うとともに、車両の運行を産業廃棄物処理運搬業者に委託し、県内で発生する死亡獣畜の運搬・処理の円滑化を図る。

なお、運搬車2台について令和8年度中の更新整備を目途に検討準備を行う

① 死亡獣畜処理円滑化対策基金の運用状況

- ・運用基金の構成

県、市町が拠出した死亡獣畜処理基盤強化基金	2億円
生産者団体が寄託した死亡獣畜円滑化基金	1億円
- ・運用計画及び運用益見込みは別紙のとおり(運用益予算計上額 570,000円)

② 死亡獣畜冷却運搬車の整備と委託運行

地 域	委 託 先	冷 却 運 搬 車		
		整 備 年 月	車 種 等	取 得 額
東 部 中 部	金森運送(有) (富士宮市)	令和 4 年 2 月	ヒノ・1t ウインチ 2 基	13,133,038 円
		平成 20 年 3 月	ミツビシキャンター(2t 超)	10,034,410 円
西 部	(有)村松畜産 (浜 松 市)	令和 4 年 2 月	ヒノ・1t ウインチ 1 基	12,461,038 円
		平成 20 年 3 月	ミツビシキャンター(2t 超)	10,034,410 円

③ 死亡獣畜処理運営委員会・事業調整会議の開催(県・市町・関係団体出席)

事業調整会議	令和 7 年 8 月	令和 7 年事業の周知・調整
運 営 委 員 会	令和 8 年 3 月	基金運用及び事業基本方針の検討

(2) 死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金の徴収計画

徴収単価は、静岡県が定めた次の単価のとおりとする。

- ・令和 7 年度徴収予定額 11,000,000 円

区 分		負担額(単価)
牛	12ヶ月齢以上	6,000 円/頭
	12ヶ月齢未満	5,000 円/頭
豚	1トレイ	6,000 円/トレイ
	1 頭	5,000 円/頭
その他	馬	10,000 円/頭
	山羊・いのしし(飼育されているもの)等	5,000 円/頭
	鶏 100 羽以上	10,000 円/件
	鶏 100 羽未満	5,000 円/件

別 紙

令和 7 年度 死亡獣畜処理基盤強化基金の運用計画

金融機関	種 別	預 託 金 額 (額 面 額) [円]	預 託 期 間	年 利 率 (予定利率)	年間予測 運 用 益 [円]
野村證券 静岡支店	第 207 回共同発行 市場公募地方債	100,000,000 (100,000,000)	令和 2 年 6 月 25 日 ～ 令和 12 年 6 月 25 日	0.150%	150,000
野村證券 静岡支店	第 217 回共同発行 市場公募地方債	100,000,000 (100,000,000)	令和 3 年 4 月 23 日 ～ 令和 13 年 4 月 25 日	0.199%	199,000
野村證券 静岡支店	北九州市令和 3 年度 第 2 回公募公債	20,000,000 (20,000,000)	令和 3 年 12 月 24 日 ～ 令和 13 年 12 月 24 日	0.125%	25,000
野村證券 静岡支店	三重県令和 3 年度 第 1 回公募公債	40,000,000 (40,000,000)	令和 3 年 12 月 24 日 ～ 令和 13 年 12 月 27 日	0.125%	50,000
野村證券 静岡支店	静岡県平成 30 年度 第 6 回公募公債(*1)	3,500,000 (3,500,000)	令和 4 年 3 月 23 日 ～ 令和 10 年 6 月 20 日	0.175%	6,125
野村證券 静岡支店	第 488 回大阪府公募 公債 10 年債	12,500,000 (12,500,000)	令和 5 年 7 月 26 日 ～ 令和 15 年 7 月 28 日	0.517%	64,625
野村證券 静岡支店	第 478 回大阪府公募 公債 10 年債(*2)	17,893,620 (18,000,000)	令和 4 年 4 月 20 日 ～ 令和 14 年 3 月 30 日	0.209%	37,620
静岡銀行 県庁支店	定期預金(*3)	106,380 (106,380)	令和 7 年 4 月 20 日 元金継続更新	0.025%	27
野村證券 静岡支店	373 回利付国債 10 年債(*4)	5,972,520 (6,000,000)	令和 6 年 3 月 27 日 ～ 令和 15 年 12 月 20 日	0.600%	36,000
静岡銀行 県庁支店	定期預金(*5)	27,480 (27,480)	令和 8 年 3 月 27 日 元金継続更新	0.125% (0.125)	34
合 計		300,000,000 (300,133,860)			568,431

(*1) 令和 4 年度に死亡獣畜冷却運搬車 2 台を更新し、当該車両の減価償却引当金運用債券を円滑化対策基金に振替えたもの。

(*2) 既発債を購入。額面 1,800 万円 (取得価額 17,893,620 円 / @99.409)

(*3) *2 の額面と取得価額との差額 ¥106,380 円は、*2 の債券満期日まで静岡銀行県庁支店で定期預金の 1 年元金継続で運用する。(満期後は全額運用益として計上する。)

(*4) 既発債を購入。額面 600 万円 (取得価額 5,972,520 円 / @99.542)

(*5) *4 の額面と取得価額との差額 ¥27,480 円は、*4 の債券満期日まで静岡銀行県庁支店で定期預金の 1 年元金継続で運用する。(満期後は全額運用益として計上する。)

3 畜産の経営及び家畜飼養管理技術の改善に関する事業

(1) 畜産振興補助事業 (静岡県 補助事業及び地方競馬全国協会 公募補助事業)

地方競馬全国協会及び静岡県の補助を受け、畜産コンサルタント等の経営技術指導員の配置と指導拠点の確保により①畜産経営支援体制の強化、②地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の供給、③馬事普及啓発の推進体制強化を行う。

(2) ふじのくに畜産フェア開催事業 (静岡県 補助事業)

県内の優良家畜を一堂に集め、家畜の改良水準を広く示し、改良増殖の推進と飼養管理技術の向上に資すると共に、広く消費者への理解と畜産物の消費拡大を図るため、「ふじのくに畜産フェア」として、第99回静岡県畜産共進会を開催する。

(3) 畜産経営技術指導事業 (静岡県 委託事業)

「静岡県食と農の基本計画 2022～2025」が掲げる生産性と持続性を両立した次世代農業の実現のため、畜産経営の担い手（認定農業者、ビジネス経営体、農場 HACCP 認証又は JGAP 認証（家畜・畜産物）取得経営体）の育成及び地域畜産クラスター協議会等生産集団への関係団体等と連携した総合支援指導を行う。

併せて、消費者に対し県内畜産物の情報を提供する。

① 支援指導体制の確立

- ア 畜産経営体支援指導会議の開催
- イ 専門家支援チーム(畜産コンサルタント団)の設置
- ウ 指導用機器の整備

② 畜産経営技術の総合支援指導

- ア 個別経営体指導
- イ グループ型支援指導

③ 情報等提供体制整備

- ア ホームページによる畜産経営情報、県産畜産物情報の提供
- イ コンサルタントの資質向上
- ウ 新規就農等の希望者に対する情報の収集と提供

(4) 畜産特別資金等推進指導事業：事業見直し ((公社) 中央畜産会 補助事業)

収益性の向上に取り組む農家に対し、毎年の償還不足額を長期低利の「大家畜・養豚特別支援資金（畜産リノベ資金）」に借換え、県、農協、融資機関等の関係機関が一体となって支援協議会を組織し継続的な経営改善指導(計画作成、フォローアップ、計画見直し)を行うことにより経営改善を支援する。

また、飼料価格の高止まりや子牛価格の下落等の社会的あるいは経済環境の変化等の外的要因により経営が厳しい酪農・肉牛の担い手に対し、令和7年度において緊急的に3年分の償還額を長期低利の「酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（酪肉支援資金）」へ一括借換えすることにより足元の資金繰りの安定を支援する。

畜産リノベ資金（R5～R9）	酪肉支援資金（R7 緊急対策）
○貸付対象 酪農・肉牛・養豚経営	○貸付対象 酪農・肉牛経営
○貸付条件等	○貸付条件等
貸付利率 : 1.4% (R7.1.21 現在)	貸付利率 : 1.4% (R7.1.21 現在)
貸付上限額 : 毎年の償還不足額	貸付上限額 : 3年分の償還額
償還期間 : 牛 25年 (うち据置 5年)	償還期間 : 25年 (うち据置 5年)
豚 15年 (うち据置 5年)	
融資機関 : 民間金融機関	融資機関 : 民間金融機関
債務保証 : 農業信用保証保険制度可	債務保証 : 農業信用保証保険制度可

（５）肉用牛経営安定対策補完事業（（独）農畜産業振興機構 公募補助事業）

肉用牛経営安定対策（肉用子牛補給金制度、牛マルキン事業）を補完し、本県の実情に応じて肉用生産基盤を強化するため、肉用牛ヘルパー利用組合が実施するヘルパー活動の組織化・適正運営、ヘルパー要員の確保・出役調整、研修会の開催等に対して補助する。

（６）畜産近代化リース調査等指導事業（（公財）畜産近代化リース協会 委託事業）

畜産近代化リース協会の機械施設借受者に対して、機械施設の保管・管理状況を調査し、適正利用について指導を行う。また、リースの新規需要調査・情報提供を実施する。

（７）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

① 機械導入事業（（公社）中央畜産会 委託事業）

地域の畜産クラスター協議会（県内 14 協議会）が策定した畜産クラスター計画に基づき畜産農家が行う収益性向上等に必要な機械装置の導入に係る費用の一部を補助する機械導入事業について、事業実施主体の中央畜産会から委託を受け、県内窓口業務（申請受付、事業執行に係る連絡・調整業務、導入機械に対する調査業務）を実施する。

② 畜産クラスターに係る全国実態調査委託事業（（公社）中央畜産会 委託事業）

畜産クラスターに係る取り組みを全国で推進するために必要な情報（経営指標等）を中央畜産会が取りまとめるため、県内の先進的な経営体を対象に経営調査を行う。

③ 優良繁殖雌牛更新加速化事業 **((一社) 全国肉用牛振興基金協会委託事業)**

畜産クラスター計画に基づき和子牛生産者が繁殖雌牛を増頭する場合の助成事業が見直され、高齢繁殖雌牛から優良な若い繁殖雌牛に更新する場合に助成^{*}する事業となった。協会は、対象生産者が全国肉用牛振興基金協会から奨励金^{*}の交付を受けるため、県内窓口業務を行う。

※繁殖雌牛の血統及び育種価成績に応じ、10万円/頭又は15万円/頭が交付される。

④ 機械導入前後事例調査 **((公社) 中央畜産会 委託事業)**

畜産クラスター事業により導入された省力化機械等について中央畜産会が機械導入効果や注意点を整理した事例集を作成するため、県内対象経営の機械導入前後の経営内容を調査・報告する。

(8) 持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策事業(畜産ICT事業)

((公社) 中央畜産会 委託事業)

中央畜産会が行う酪農・肉用牛経営の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資するロボット・AI・IoTなどの新技術を活用した省力化機器の導入に補助する事業の県内窓口(受付、連絡等関連事務)を行う。

(9) 酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業(案酪GO事業)

((公社) 中央畜産会 委託事業)

毎日の搾乳等の労働負担が大きい酪農経営の働き方改革の実現を加速化するため、畜産ICT事業と一体的に運営して省力化機器の導入とこれに付随する施設の補改修・増築等に補助する事業の県内窓口を行う。本事業は、(8)の畜産ICT事業と一体的に運用する。

(10) 生産技術情報提供事業

((公社) 中央畜産会 委託事業)

中央畜産会が行う生産性向上のための技術指導資料作成のため、県内肥育経営の家畜生産性に係るデータ(肥育牛出荷成績、事故率等)を収集する。

(11) 地域畜産支援指導等体制強化事業

((公社) 中央畜産会 委託事業)

① 畜産関係団体調整機能強化(仲間づくり事業)

畜産農家の減少に伴い行政・関係団体等の指導者数も減少するなか、県内の畜産関係団体とのより一層な連携強化と生産者の組織化・育成のため、中央畜産会から支援を受け関係会議や研修会を開催する。

② 畜産経営相談窓口整備

中央畜産会の支援により、生産者等から経営相談に応じる相談窓口の設置・強化を図る。

(12) 普及広報活動

(協会単独事業)

畜産経営技術指導・調査事業等に係る資料の作成・配付や中央畜産会等の優良図書（畜産コンサルタント誌、畜産会経営情報、畜特資金指導情報）の斡旋、紹介、提供を行う。

4 酪農ヘルパー支援・調査に関する事業

(1) 酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）

((独) 農畜産業振興機構 公募補助事業)

(2) ふじのくに酪農経営安定化支援ヘルパー事業

(静岡県 補助事業)

毎日の搾乳・飼養管理労働など周年拘束性が強い家族酪農経営において、酪農ヘルパーの利用によるゆとりある経営(経営者等に冠婚葬祭・療養・旅行等のための休日取得)の実現を図るため、機構及び県からの補助により次の事業を行う。

- ・酪農ヘルパー利用組合が行う人材の育成・確保（機構の定額補助）
- ・酪農ヘルパー組合の組織運営強化（機構 1/2、県 1・4 補助）
- ・酪農ヘルパー傷病時等利用互助制度による負担軽減（機構 1/2、県 1・4 補助）

(3) 酪農経営支援総合対策事業

((一社) 酪農ヘルパー全国協会 委託事業)

酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るため、酪農ヘルパー全国協会の委託を受け、県内酪農ヘルパー利用組合組織の運営体制等について実態調査を行う。

県下酪農ヘルパー利用組合の概要（実態調査結果）

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

利用組合名	参加農家数	経産牛 飼養頭数頭	肉用牛 飼養頭数	ヘルパー要員数		備 考
				専任	臨時	
富士伊豆	30	1,300	1,050	4	0	酪農ヘルパー 利用組合加入率※1 戸数：62.3% 頭数：41.7%
函南東部	9	230	70	1	0	
富士開拓	30	2,800	0	4	0	
中 遠	15	300	50	2	0	
小 笠	8	546	0	3	0	
西 部	4	240	0	1	0	
合 計※2	6 組合 96 戸 (6 組合 95 戸)	5,416 (5,457)	1,170 (－)	15 (20)	0 (0)	

※1：加入率=参加戸数／R6.2.1 現在畜産統計戸数（酪農 154 戸、成牛頭数 13,000 頭）

※2：合計欄の（ ）は、令和 5 年度の数値

公 2 公共牧場の管理と後継牛の育成

1 県営家畜共同育成場管理事業

静岡県が設置した「公の施設」である静岡県家畜共同育成場（天城哺乳場・放牧場）の指定管理者として、令和4年度から令和8年度の5ヶ年指定を受け、牧場の維持管理業務を行うとともに、県下の酪農家、肉用牛農家から子牛を受け入れ、成牛として預託農家に返すまでの育成業務を行う。

また、県からの要請に基づき、静岡県畜産技術研究所が実施する放牧技術等の試験研究に協力するため、預託農家の合意のもと委託牛の一部を研究所に提供(再委託)する。

(1) 家畜育成計画

家畜共同育成場の収容能力及び牧草地の状況を勘案して、農家からの2ヶ月齢以上の育成牛を預かり、成牛まで育成する。

年間委託計画

区 分	受 託 牛 頭 数			
	哺乳場	放牧場	畜産技術 研 究 所	合 計
年 間 計 画 実 頭 数	170	400	40	610
年間計画育成延頭数	62,050	146,000	14,600	222,650

(2) 家畜共同育成場に併設されたバイオマス利用施設の管理

家畜共同育成場から発生する家畜排せつ物を処理・肥料化する資源循環モデル（バイオマスプラント及び堆肥化施設）の実証展示を行う。

公 3 家畜及び畜産物の価格差補填事業

1 肉用子牛生産者補給金制度

【制度の目的】

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の価格が低落し、国が定める再生産可能な価格（保証基準価格）を下回った場合に、制度に契約する生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定を図る。

【制度の仕組み】

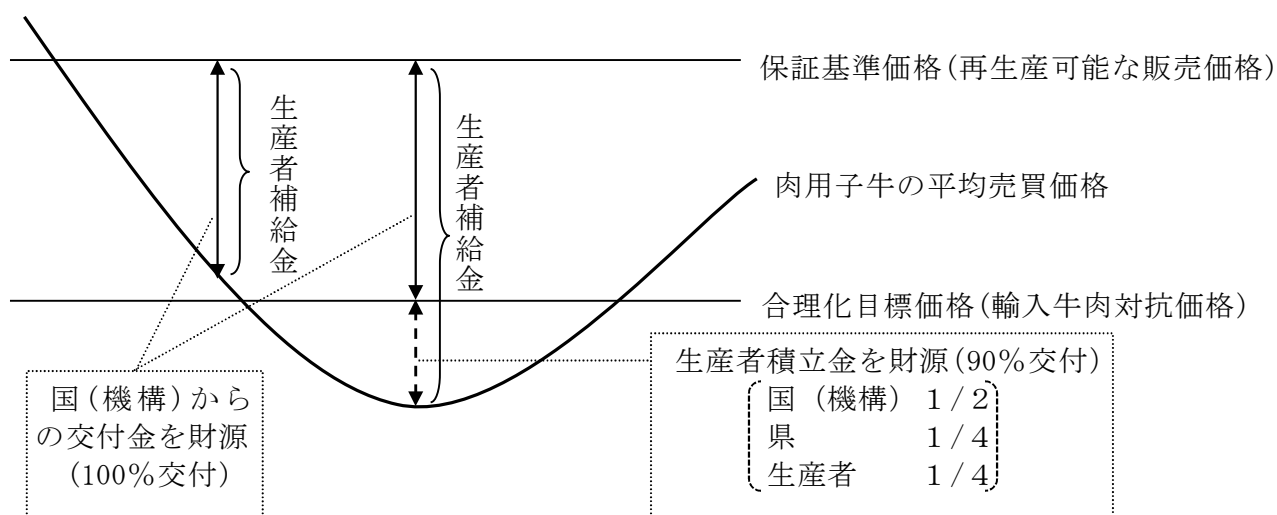
肉用子牛の平均売買価格（全国の品種別・原則、四半期毎の価格）が国が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売又は自家保留した肉用子牛生産者に対し生産者補給金を交付する。（第8業務対象年間：令和7年度～令和11年度の5年間）

協会は、県から当該制度の指定協会として指定を受け、農協等事務委託先団体と連携し、生産者積立金の造成・管理、生産者補給金の交付事務等を行う。

また、第7業務対象年間（令和2年度～令和6年度）の終了に伴い、その間の生産者積立金残額（利息を含む）について、全額を国（農畜業振興機構）、県及び契約生産者に返戻する。

なお、制度運営事務の経費として制度参加生産者から制度運営負担金を徴収する。

肉用子牛生産者補給金制度のしくみ



2 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

(1) 制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の適正かつ円滑な実施体制の確保のため、全国統一電算処理システムによる補給金交付事務処理の高度化・効率化、家畜市場取引情報の収集と報告、事務委託先及び契約生産者に対する制度の啓発と調査指導を行う。

(2) 指定協会運営体制支援事業

県、生産者団体から出資された基本財産及び寄託金 135,120 千円の運用益を制度運営の経費に充当する仕組みとなっているが、近年の金利低下により運用益だけでは運営が困難となっている。

このため、補給金制度の円滑な運営体制の確保のため、農畜産業振興機構から財政支援を受ける。

3 優良和子牛生産推進緊急支援事業

((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

和牛子牛(和子牛)の価格が大幅な下落に対応し、和子牛生産基盤の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度に加えセーフティーネットとして緊急的に支援する。

関東以西・四国ブロックの和子牛平均価格が発動基準価格(下表)を下回った場合に、母牛と子牛の飼養管理向上のための取組みを行い、経営改善に努力する生産者が販売した和子牛に対し奨励金を交付する。

黒毛和種 発動基準と奨励金単価

子牛平均価格 (税込)	60 万円	58 万円	57 万円
奨励金単価	1 万円/頭	2 万円/頭	3 万円/頭

4 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン事業）

【制度の目的】

畜産経営の安定に関する法律に基づき、粗収益（標準的販売価格）が生産コスト（標準的生産費）を下回り収益が悪化した場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の一部を支援することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和する。

【制度の仕組み】

国が月毎に標準的販売価格と標準的生産費を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割を肉用牛肥育経営安定交付金として交付する。

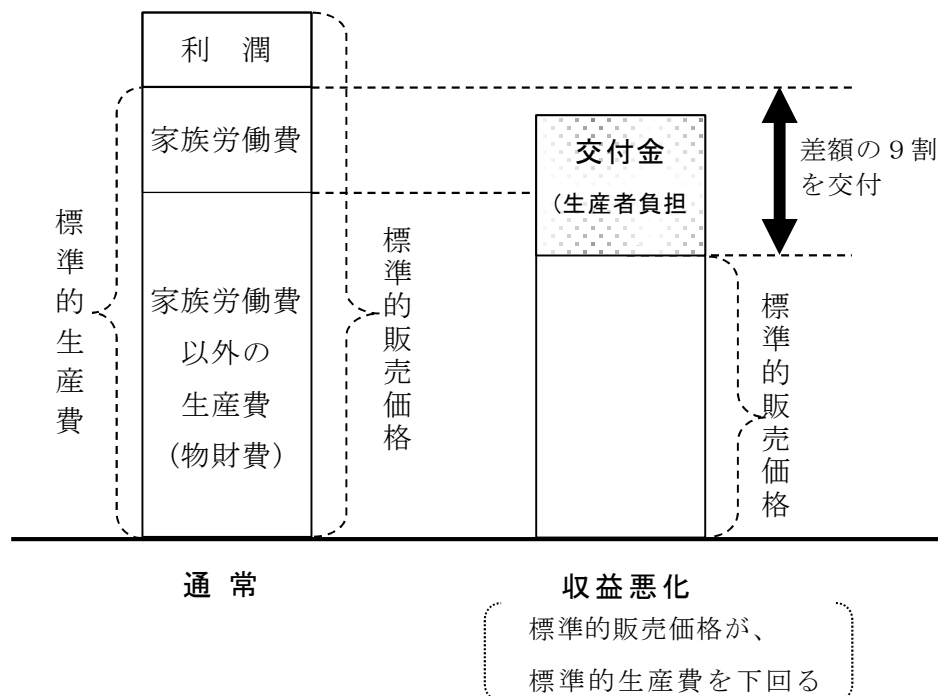
なお、交付金財源の1/4は、生産者が積立した「積立金」から支払われ、残りの3/4は国費から交付される。（第3業務対象年間：令和7年度～令和9年度の3年間）

協会は、農林水産大臣から当該制度を行う積立金管理者として指定を受け、農協等事務委託先団体と連携し、生産者負担金による品種区分毎の積立金の造成・管理、経営安定交付金の交付事務等を行う。

また、第2業務対象年間（令和4年度～令和6年度）の生産者積立金残額（利息を含む）を契約生産者に返戻する。

なお、制度運営事務の経費として契約生産者から制度運営負担金を徴収する。

肉用牛肥育経営安定交付金制度のイメージ



※標準的販売価格算定：肉専用種は全国10ブロック別算定(本県は関東ブロック)
交雑種及び乳用種は全国算定で計算

※標準的生産費算定：肉専用種は都道府県毎に算定
交雑種及び乳用種は全国算定で計算

5 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業

（（独）農畜産業振興機構 委託事業）

牛マルキン制度を円滑に実施するため、機構より委託を受け協会と契約生産者との契約に基づき、事務委託先を経由した個体登録や販売の確認、生産者負担金の請求・受入と地域基金の造成等の業務を実施する。

収支予算書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益(計)	435,000	315,000	120,000
基本財産運用益振替額	435,000	315,000	120,000
特定資産運用益(計)	759,500	697,000	62,500
特定資産受取利息	71,500	19,000	52,500
特定資産運用益振替額	118,000	108,000	10,000
事業基金受取利息	570,000	570,000	0
受取会費(計)	6,900,000	6,900,000	0
受取会員費	6,900,000	6,900,000	0
事業収益(計)	164,282,000	164,282,000	0
家畜共同育成場管理事業(計)	164,282,000	164,282,000	0
受取家畜共同育成費	155,632,000	155,632,000	0
受取家畜売上	500,000	500,000	0
受取家畜共同育成種付	3,550,000	3,550,000	0
受取家畜共同育成入退場管理	2,200,000	2,200,000	0
受取家畜共同育成予防注射	2,200,000	2,200,000	0
受取家畜共同育成種付証明書	200,000	200,000	0
受取補助金(計)	498,054,000	644,150,000	△ 146,096,000
受取交付金(計)	445,722,000	594,080,000	△ 148,358,000
受取機構肉用子牛生産者補給交付金	11,700,000	19,700,000	△ 8,000,000
受取機構肉用牛肥育経営安定交付金	434,022,000	574,380,000	△ 140,358,000
農林水産省受取補助金(計)	5,660,000	5,660,000	0
受取家畜生産農場衛生対策事業	4,100,000	4,100,000	0
受取牛疾病検査円滑化推進対策事業	1,560,000	1,560,000	0
機構受取補助金(計)	13,822,000	12,371,000	1,451,000
受取制度運営適正化事業	3,300,000	3,300,000	0
受取指定協会運営体制支援事業	3,400,000	3,400,000	0
受取優良和子牛生産推進緊急支援事業	1,500,000	1,500,000	0
受取肉用牛経営安定対策補完事業	560,000	560,000	0
受取酪農経営安定化支援ヘルパー事業	5,062,000	3,611,000	1,451,000
全国協会受取補助金(計)	30,890,000	30,079,000	811,000

収支予算書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
受取畜産振興補助事業	20,000,000	19,189,000	811,000
受取畜産特別資金等推進指導事業	250,000	250,000	0
受取家畜防疫・衛生指導対策事業	7,300,000	7,300,000	0
受取野生獣衛生対策促進事業	1,340,000	1,340,000	0
受取馬飼養衛生管理特別対策事業	300,000	300,000	0
受取馬伝染性疾病防疫推進対策事業	1,700,000	1,700,000	0
静岡県受取補助金（計）	1,960,000	1,960,000	0
受取地域畜産振興事業	290,000	290,000	0
受取ふじのくに畜産フェア開催事業	170,000	170,000	0
受取ふじのくに酪農経営安定化支援ヘルパー事業	1,500,000	1,500,000	0
受 取 受 託 金（計）	71,784,600	71,423,000	361,600
機構受取受託金（計）	7,520,000	7,520,000	0
受取肉用牛肥育経営安定交付金制度事業	7,520,000	7,520,000	0
全国協会受取受託金（計）	6,924,000	6,729,000	195,000
受取家畜防疫互助基金支援事業	900,000	900,000	0
受取畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	2,440,000	2,280,000	160,000
受取畜産経営体生産性向上対策事業(畜産ICT)	150,000	150,000	0
受取労働負担軽減事業(楽酪GO)	600,000	600,000	0
受取地域畜産支援指導等体制強化事業	2,500,000	2,500,000	0
受取生産技術情報提供事業	89,000	89,000	0
受取畜産近代化リリース調査等指導事業	215,000	180,000	35,000
受取酪農経営支援総合対策事業	30,000	30,000	0
静岡県受取受託金（計）	57,340,600	57,174,000	166,600
受取畜産経営技術指導事業	1,590,000	1,590,000	0
受取家畜共同育成場管理事業	55,750,600	55,584,000	166,600
受 取 積 立 金（計）	147,335,000	192,887,000	△ 45,552,000
受取肉用子牛生産者積立金振替額	0	0	0
受取肉用牛肥育経営生産者積立金振替額	144,674,000	191,460,000	△ 46,786,000
受取酪農ヘルパー傷病時互助積立金	240,000	247,000	△ 7,000
受取酪農ヘルパー傷病時互助積立金振替額	2,421,000	1,180,000	1,241,000
受 取 負 担 金（計）	57,545,000	56,700,500	844,500
受取予防接種推進事業負担金	28,156,000	26,753,000	1,403,000
受取死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金	11,000,000	11,000,000	0
受取事務受託金	4,550,000	5,300,000	△ 750,000
受取大家畜振興事業負担金	1,000,000	1,000,000	0
受取ふじのくに畜産フェア開催事業負担金	1,645,000	1,645,000	0

収支予算書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
受取価格安定制度運営負担金(肉用子牛生産者補給金)	1,380,000	1,732,000	△ 352,000
受取価格安定制度運営負担金(牛マルキン事業)	9,814,000	9,270,500	543,500
受 取 預 り 金 (計)	100,000	20,000,000	△ 19,900,000
受取家畜防疫互助基金預り金	100,000	20,000,000	△ 19,900,000
為 替 差 益	0	0	0
雑 収 益 (計)	935,800	729,700	206,100
受取利息	209,800	8,700	201,100
受取配当金	20,000	20,000	0
雑 収 益	706,000	701,000	5,000
経 常 収 益 計	948,130,900	1,158,084,200	△ 209,953,300
(2)経 常 費 用			
事 業 費 (計)	936,919,100	1,126,237,500	△ 189,318,400
肉用子牛生産者補給金	11,700,000	19,700,000	△ 8,000,000
肉用牛肥育経営安定交付金	578,696,000	765,840,000	△ 187,144,000
役 員 報 酬	3,760,000	3,750,000	10,000
給 料 手 当	27,309,500	25,591,000	1,718,500
嘱託職員手当	51,185,500	51,485,000	△ 299,500
非常勤職員手当	1,745,000	1,829,000	△ 84,000
賞与引当金繰入額	821,000	1,055,000	△ 234,000
退 職 給 付 費 用	2,356,870	2,636,990	△ 280,120
福 利 厚 生 費	10,525,245	10,338,245	187,000
会 議 費	492,500	575,500	△ 83,000
旅 費 交 通 費	2,033,700	2,062,700	△ 29,000
通 信 運 搬 費	1,574,000	1,514,000	60,000
減 価 償 却 費	5,564,000	5,225,000	339,000
消耗什器備品費	50,000	60,000	△ 10,000
消 耗 品 費	161,808,430	162,075,310	△ 266,880
修 繕 費	10,625,000	10,562,000	63,000
印 刷 製 本 費	1,454,000	1,339,000	115,000
光 熱 水 料 費	8,815,000	8,800,000	15,000
賃 借 料	3,107,000	2,170,000	937,000
保 険 料	1,363,000	1,575,000	△ 212,000
諸 謝 金	5,917,350	4,805,350	1,112,000
租 税 公 課	7,974,500	7,943,000	31,500
支 払 負 担 金	2,507,000	2,507,000	0
支 払 助 成 金	20,696,000	18,622,000	2,074,000

収支予算書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
支 払 寄 付 金	0	0	0
委 託 費	14,441,600	13,824,000	617,600
有価証券運用損	0	0	0
為 替 差 損	0	0	0
雑 費	396,905	352,405	44,500
管 理 費(計)	9,611,800	10,346,700	△ 734,900
役 員 報 酬	535,000	545,000	△ 10,000
給 料 手 当	800,000	860,000	△ 60,000
嘱託職員手当	3,100,000	3,650,000	△ 550,000
非常勤職員手当	0	0	0
退 職 給 付 費 用	75,000	100,000	△ 25,000
福 利 厚 生 費	950,000	920,000	30,000
会 議 費	600,000	650,000	△ 50,000
旅 費 交 通 費	350,000	350,000	0
通 信 運 搬 費	200,000	200,000	0
減 価 償 却 費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消 耗 品 費	115,000	115,000	0
修 繕 費	30,000	20,000	10,000
印 刷 製 本 費	250,000	200,000	50,000
光 熱 水 料 費	50,000	100,000	△ 50,000
賃 借 料	100,000	170,000	△ 70,000
保 険 料	130,000	130,000	0
諸 謝 金	1,400,000	1,600,000	△ 200,000
租 税 公 課	210,000	200,000	10,000
支 払 負 担 金	620,000	450,000	170,000
支 払 助 成 金	0	0	0
支 払 寄 付 金	0	0	0
委 託 費	0	0	0
有価証券運用損	0	0	0
為 替 差 損	0	0	0
雑 費	96,800	86,700	10,100
負担金資産振替額(計)	1,500,000	1,500,000	0
死亡獣畜処理制度維持負担金資産振替額	1,500,000	1,500,000	0
預 り 支 出 (計)	100,000	20,000,000	△ 19,900,000
家畜防疫互助基金預り金支出	100,000	20,000,000	△ 19,900,000
経 常 費 用 計	948,130,900	1,158,084,200	△ 209,953,300
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0

収支予算書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	0	0	0
2.経 常 外 増 減 の 部			
(1)経 常 外 収 益			
受取積立金振替額 (計)	299,145,670	0	299,145,670
受取積立金振替額 (肉用子牛生産者補給金)	22,945,670	0	22,945,670
受取積立金振替額 (牛マルキン事業)	276,200,000	0	276,200,000
経 常 外 収 益 計	299,145,670	0	299,145,670
(2)経 常 外 費 用			
支 払 返 戻 金 (計)	299,145,670	0	299,145,670
支払機構積立金返戻金 (肉用子牛生産者補給金)	11,472,835	0	11,472,835
支払県積立金返戻金 (肉用子牛生産者補給金)	5,736,417	0	5,736,417
支払生産者積立金返戻金 (肉用子牛生産者補給金)	5,736,418	0	5,736,418
支払積立金返戻金 (牛マルキン事業)	276,200,000	0	276,200,000
経 常 外 費 用 計	299,145,670	0	299,145,670
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	122,876,750	122,876,750	0
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	122,876,750	122,876,750	0
Ⅱ 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
受 取 補 助 金 (計)	2,842,500	4,224,900	△ 1,382,400
受取機構肉用子牛生産者積立金補助金	1,895,000	2,816,600	△ 921,600
受取県肉用子牛生産者積立金補助金	947,500	1,408,300	△ 460,800
受 取 積 立 金 (計)	229,527,500	218,868,300	10,659,200
受取肉用子牛生産者積立金	947,500	1,408,300	△ 460,800
受取肉用牛肥育経営生産者積立金	228,580,000	217,460,000	11,120,000
基本財産運用益(計)	435,000	315,000	120,000
基本財産受取利息 (家畜自衛防疫)	345,000	225,000	120,000
基本財産受取利息 (肉用子牛補給金)	90,000	90,000	0

収 支 予 算 書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
特定資産運用益(計)	181,200	135,200	46,000
特定資産受取利息（肉用子牛補給金）	30,700	14,700	16,000
特定資産受取利息（牛マルキン事業）	12,000	12,000	
機構受取利息（肉用子牛補給金）	10,000	0	10,000
県受取利息（肉用子牛補給金）	5,000	0	5,000
生産者受取利息（肉用子牛補給金）	5,500	500	5,000
寄託金受取利息（家畜自衛防疫）	8,000	8,000	0
寄託金受取利息（肉用子牛補給金）	110,000	100,000	10,000
基金取崩額（計）	443,819,670	216,516,630	227,303,040
肉用子牛生産者積立金取崩額	0	25,056,630	△ 25,056,630
肉用子牛生産者積立準備金取崩額	22,945,670	0	22,945,670
肉用子牛特別の積立金取崩額	0	0	0
肉用牛肥育経営生産者積立金取崩額	420,874,000	191,460,000	229,414,000
寄託金取崩額	0	0	0
基金繰入額（計）	△ 232,433,200	△ 248,177,030	15,743,830
肉用子牛生産者積立金繰入額	△ 3,793,500	△ 5,636,700	1,843,200
肉用子牛生産者積立準備金繰入額	△ 20,500	△ 25,057,130	25,036,630
肉用子牛特別の積立金繰入額	△ 27,100	△ 11,100	△ 16,000
肉用子牛償還円滑化積立金繰入額	△ 100	△ 100	0
肉用牛肥育経営生産者積立金繰入額	△ 228,592,000	△ 217,472,000	△ 11,120,000
一般正味財産への振替額（計）	△ 444,372,670	△ 191,883,000	△ 252,489,670
一般正味財産への振替額（家畜自衛防疫）	△ 353,000	△ 233,000	△ 120,000
一般正味財産への振替額（肉用子牛）	△ 23,145,670	△ 190,000	△ 22,955,670
一般正味財産への振替額（肉用牛肥育経営）	△ 420,874,000	△ 191,460,000	△ 229,414,000
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	151,940,000	151,940,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	151,940,000	151,940,000	0
Ⅲ 正 味 財 産 期 末 残 高	274,816,750	274,816,750	0